

12月5日

岸田文雄政権が年末に組む国家
安全保障戦略及び安保関連の文書
の改定に向け、自民・公明両党が、
相手国のミサイル発射撃滅能力を
たたか「敵基地攻撃能力（攻撃能
力）」の保有で正式合意しました。
歴代政府が抱けてきた専守防衛
の大転換を図るものでした。

「抑止力向上」は幻想

政府は「専守防衛」について「相
手から武力攻撃を受けた時に初めて
防衛力を行使しその態様も保
持する」防衛力も、「自衛のため必
要最小限に限るなど」憲法の精神
に沿うとした変動的な防衛戦略の
姿勢」として説明していました。岸
田政権が「専守防衛」の立場に變
わらないと強調していました。

主張

自民・公明の合意

しかし、敵基地攻撃能力の保有
は、過去に政府が行っていた「専
守防衛」の具体的な説明とは相
りません。

1970年に中曾根弘防衛庁
長官は「日本の防衛の限界につ
ては専守防衛を主張する」として
「専守防衛に限る、地域

敵基地攻撃能力の保有がいつし
3月12日、衆院内閣委員会、伊能
繁次郎防衛庁長官)。
日本は攻撃されでないのに、自
衛隊が米軍を支援するため、相手
国を敵基地攻撃する」とかでまよ
いふとも「平生かい相手を攻撃す
るやうな、攻撃的な脅威を与えたる
ものと認識を持つてゐる」から
とは、憲法の趣旨に背くのである
ことは、専守防衛を主張する

年も「平生かい相手を攻撃す
るやうな、攻撃的な脅威を与えたる
ものと認識を持つてゐる」から
はなら」と答弁していました。(5年
後は「日本の防衛の限界につ
ては専守防衛を主張する」として
「専守防衛に限る、地域

敵基地攻撃能力の保有がいつし
3月12日、衆院内閣委員会、伊能
繁次郎防衛庁長官)。
日本は攻撃されでないのに、自
衛隊が米軍を支援するため、相手
国を敵基地攻撃する」とかでまよ
いふとも「平生かい相手を攻撃す
るやうな、攻撃的な脅威を与えたる
ものと認識を持つてゐる」から
とは、専守防衛を主張する

米の戦争に敵基地攻撃で参戦

政府は「専守防衛」について「相
手から武力攻撃を受けた時に初めて
防衛力を行使しその態様も保
持する」防衛力も、「自衛のため必
要最小限に限るなど」憲法の精神
に沿うとした変動的な防衛戦略の
姿勢」として説明していました。岸
田政権が「専守防衛」の立場に變
わらないと強調していました。

しかし、敵基地攻
撃は相手国が攻撃に
対応した時まで可能
となります。そのため
た政府の答弁を繰り返すものである」
とは明らかです。

これが日本が先に相手国本土を攻撃
する事になります。対象も限定
に敵基地攻撃的兵器は使わ
なことから三つの限定的要素が確
立されています。この三つは「存立危機事態」
(同年5月28日、参院本会議)。
政府は、敵基地攻撃が「法理的
に可能」という見解を示したが
規定され、日本の同盟国が攻撃を

されてしまうと日本は「存立
危機事態」だと認めた場合にのみ
敵基地攻撃が可能となるのです。
されてしまふ。日本への報復攻
撃は避けられません。

「抑止」の対象が中国や北朝鮮
であることは明白ですが、これら
の国は核を含む膨大な数のミサイ
ルを持っていてます。そのため
した國を「抑止」するためとして
敵基地攻撃能力を持つすれば際
限はなくなります。最終的には、
日本の核保有という議論にまで行
き着きます。

岸田政権は、敵基地攻撃能力の
敵基地攻撃能力の保有を許さ
ず、憲法の条を生かした外交で東
アジアに平和をつくる政治への転
換が何よりも求められてます。